

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係長 吉田 卓郎 (内線 2819)
電話(代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成22年7月17日(20:30)

7月12日からの大雨による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

7月12日からの大雨により、広島県呉市において土石流等が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、広島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【広島県】 呉市(くれし)	7月14日	7月12日からの大雨により、土石流等が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等